



発行 新潟県

第 77 号

令和6年10月4日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1084 軽油引取税免税証の亡失届（税務課）
- 1085 土壤汚染対策法による汚染されている区域の指定（環境対策課）
- 1086 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健総務課）
- 1087 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の休止届（福祉保健総務課）
- 1088 救急病院等の申出事項変更（地域医療政策課）
- 1089 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 1090 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 1091 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 1092 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定辞退（障害福祉課）
- 1093 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）
- 1094 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の事業廃止届（障害福祉課）
- 1095 漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（水産課）
- 1096 道路の区域変更（道路管理課）
- 1097 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（地域産業振興課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

監査委員公表

包括外部監査結果に基づく措置状況の公表（監査委員事務局）

公安委員会規則

- 13 警備業法施行細則の一部を改正する規則（生活安全企画課）

正 誤

令和6年9月3日付け県報第68号告示第983号中（治山課）



◎新潟県告示第1084号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の軽油引取税免税証は亡失した旨の届出があったので無効とする。

令和6年10月4日

新潟県知事 花 角 英 世

種 類	番 号	枚数	免税軽油引取に係る販売業者
1000 リットル	N01230571	1	村上市山口412 株式会社 横山商店

◎新潟県告示第1085号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として、要措置区域を次のとおり指定する。

令和6年10月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定する要措置区域
五泉市赤海字下久保3631番14の一部
- 2 土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 講ずべき指示措置
地下水の水質の測定

◎新潟県告示第1086号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年10月4日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
五十嵐歯科医院	長岡市坂之上町1丁目4番15号	令和6年8月1日
川西歯科川西町診療所	十日町市上野甲1319-6	令和6年8月20日
ウイスタリア緑町薬局	村上市緑町5丁目12-13	令和5年9月27日

◎新潟県告示第1087号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和6年10月4日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
中央歯科医院	十日町市本町4丁目62番地	令和5年7月29日
中村医院	燕市吉田堤町7番3号	令和3年3月22日

◎新潟県告示第1088号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する次の救急病院から、申出事項を変更する旨の届出があった。

令和6年10月4日

新潟県知事 花角 英世

名称	変更事項		変更年月日
山北徳新会病院	新	山北徳新会病院	令和6年10月1日
	旧	山北徳洲会病院	

◎新潟県告示第1089号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

令和6年10月4日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
笹菊つかのめ薬局	三条市塚野目二丁目11番1号	育成医療・更生医療	令和6年10月1日
しなの薬局 小千谷店	小千谷市平成1丁目2番7号	育成医療・更生医療	令和6年10月1日
東おおた薬局	燕市東太田7017-1	育成医療・更生医療	令和6年10月1日
ウエルシア薬局五泉店	五泉市東本町2-6-5	育成医療・更生医療	令和6年10月1日
アオノ調剤薬局	上越市青野字沢田239-4	育成医療・更生医療	令和6年10月1日

◎新潟県告示第1090号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和6年10月4日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
アイン薬局十日町店	十日町市稲荷町3丁目南1-18	育成医療・更生医療	令和6年10月1日
あきば調剤薬局	燕市秋葉町1-2-25	育成医療・更生医療	令和6年10月1日
げんき薬局	上越市東雲町1丁目6番10号	育成医療・更生医療	令和6年10月1日

◎新潟県告示第1091号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年10月4日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
----	-----	-----------	-------

ウエルシア薬局五泉店	五泉市東本町2-82-1	育成医療・更生医療	令和6年9月30日
------------	--------------	-----------	-----------

◎新潟県告示第1092号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次の指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）は、その指定を辞退する。

令和6年10月4日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	辞退の効力発生年月日
新潟県地域医療推進機構魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132番地	育成医療・更生医療 (免疫に関する医療)	令和6年8月31日

◎新潟県告示第1093号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和6年10月4日

新潟県知事 花角 英世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
児童発達支援	コペルプラス 長岡教室	長岡市関東町5-5長岡ファーストビル201号室	株式会社クラ・ゼミ	令和6年9月1日
放課後等デイサービス				
保育所等訪問支援				

◎新潟県告示第1094号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和6年10月4日

新潟県知事 花角 英世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
児童発達支援	コペルプラス 長岡教室	長岡市関東町5-5長岡ファーストビル201号室	株式会社コペル	令和6年8月31日
放課後等デイサービス				
保育所等訪問支援				
児童発達支援	コペルプラス 新発田教室	新発田市中央町2-4-18 M&Hビル1階	株式会社コペル	令和6年8月31日

◎新潟県告示第1095号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出が次のとおりあった。

なお、届出に係る指定漁船調書を令和6年10月4日から令和6年10月18日まで縦覧に供する。

令和6年10月4日

新潟県知事 花角 英世

加入区	発起人氏名	発起人住所	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合名称
水津	小坂 学	新潟県佐渡市片野尾19	水津漁業協同組合
	宇治 正彦	新潟県佐渡市片野尾4	
	本間 裕也	新潟県佐渡市水津602	
内浦	橋本 輝雄	新潟県佐渡市浦川355番地2	内浦漁業協同組合
	稲村 浩	新潟県佐渡市白瀬495	
	伊藤 郁夫	新潟県佐渡市北五十里83	
内海府	森川 敏幸	新潟県佐渡市鷺崎809番地	内海府漁業協同組合
	本田 裕敏	新潟県佐渡市鷺崎703番地1	
	本間 信俊	新潟県佐渡市鷺崎1087番地12	
姫津	石見 万三	新潟県佐渡市姫津1370番地8	姫津漁業協同組合
	村尾 長則	新潟県佐渡市姫津361番地	
	森川 寛秋	新潟県佐渡市姫津233	
高千	弾正 明良	新潟県佐渡市北川内853	佐渡漁業組合
	内藤 治作	新潟県佐渡市南片辺172	
	本間 良一	新潟県佐渡市北立島458	
上越	中村 将人	新潟県糸魚川市能生小泊537	上越漁業協同組合
	野本 一男	新潟県糸魚川市寺町4丁目5-31	
	佐藤 忠彦	新潟県糸魚川市能生7073	
筒石	三浦 信一	新潟県糸魚川市大字筒石5-4	上越漁業協同組合
	長崎 一清	新潟県糸魚川市大字筒石403	
	塚田 政直	新潟県糸魚川市大字筒石1397	
上越市	仲田 紀夫	新潟県上越市黒井1982	上越市漁業協同組合
	小山 榮治	新潟県上越市柿崎区直海浜1785	
	平原 信行	新潟県上越市大潟区犀潟102	
柏崎	津畑 和義	新潟県柏崎市番神1-1-31	新潟漁業協同組合

	柴野 一志	新潟県柏崎市荒浜3-4-28	
	深井 幸仁郎	新潟県柏崎市番神2-8-3	
出雲崎	坂下 博孝	新潟県三島郡出雲崎町大字羽黒町193番地	新潟漁業協同組合
	野口 正寿	新潟県三島郡出雲崎町大字木折町271番地	
	関本 貢	新潟県三島郡出雲崎町大字石井町83番地	
新潟	本間 浩	新潟県新潟市中央区東入船町3709-14	新潟漁業協同組合
	石崎 悟	新潟県新潟市中央区沼垂西3-9-8	
松浜	羽田 安博	新潟県新潟市北区松浜7-24-6	新潟漁業協同組合
	田辺 虎治	新潟県新潟市北区三軒屋町4-8	
	平岩 利弘	新潟県新潟市北区松浜本町3-3-20	
山北町	富樫 聰	新潟県村上市寝屋98	新潟漁業協同組合
	斎藤 山治	新潟県村上市寒川44	
	大滝 栄吉	新潟県村上市鶴泊33	
粟島浦村	坂下 光正	新潟県岩船郡粟島浦村154番地1	粟島浦漁業協同組合
	川原 燎	新潟県岩船郡粟島浦村98番地2やすらぎ荘	
	神丸 今太郎	新潟県岩船郡粟島浦村145	

◎新潟県告示第1096号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年10月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 能生インター線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
糸魚川市大字能生字聖町1826番2から 同市大字能生字新町7098番3まで	新	9.9～23.5メートル	341.3メートル
	旧	9.7～21.6メートル	341.5メートル

備考 路線の重用

一部区間県道上越糸魚川自転車道線と重用

◎新潟県告示第1097号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年10月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 能生インター線
- 2 供用開始の区間
糸魚川市大字能生字聖町1826番2から同市大字能生字新町7098番3まで
- 3 供用開始の期日 令和6年10月4日

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和6年10月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 キュービット三本木店
所在地 五泉市三本木字早出3026番
設置者 株式会社キュービット
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（駐車場の自動車の出入口の位置）に関する届出
公告日 令和6年5月10日
- 3 意見の概要
(1) 五泉市からの意見の概要
変更事項について地元町内会及び地元関係者の了解を得るとともに、新設する出入口については、道路管理者や五泉警察署等関係機関と協議し、車両や歩行者の交通安全上支障のないようすること。
(2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
- 5 縦覧期間
令和6年10月4日から令和6年11月4日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和6年10月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 長岡マーケットモール
所在地 長岡市古正寺町字中割203 外
設置者 福田アセット&サービス株式会社
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名）に関する届出
公告日 令和6年5月21日
- 3 意見の概要

- (1) 長岡市からの意見の概要
意見なし
- (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
- 5 縦覧期間
令和6年10月4日から令和6年11月5日まで

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年10月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 落札件名及び数量
 - (1) ロータリ除雪車（2.2m級、スイング式雪切板付） 1台
 - (2) ロータリ除雪車（2.6m220kW級、スイングオーガ装置、後輪ダブルタイヤ付） 1台
 - (3) ロータリ除雪車（2.6m220kW級、ロング雪切板、後輪ダブルタイヤ付） 1台
 - (4) 小形除雪車（1.0m級） 3台
 - (5) 小形除雪車（1.0m級、ロング雪切板付） 3台
 - (6) 小形除雪車（1.3m級） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日
令和6年9月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社NICHIO北陸営業所
新潟県新潟市中央区東大通1-3-8 明治安田生命新潟駅前ビル7F
- 5 落札価格
 - (1) 上記1(1)について
56,548,700円
 - (2) 上記1(2)について
61,168,700円
 - (3) 上記1(3)について
56,108,700円
 - (4) 上記1(4)について
43,586,100円
 - (5) 上記1(5)について
43,916,100円
 - (6) 上記1(6)について
26,298,700円
- 6 契約決定方式
一般競争入札
- 7 落札方式
最低価格
- 8 入札公告日
令和6年7月30日

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、手術用パワーツールシステム9（パワーツール ラージ）の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年10月4日

新潟県立がんセンター新潟病院長 田中 洋史

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

手術用パワーツールシステム9（パワーツール ラージ） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和7年3月31日（月）

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院 手術室

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2314

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和6年10月15日（火）午前9時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、頭部固定装置メイフィールドの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年10月4日

新潟県立がんセンター新潟病院長 田中 洋史

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

頭部固定装置メイフィールド 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和7年3月31日(月)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院 手術室

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2314

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和6年10月15日(火) 午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、厨房関連機器の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年10月4日

新潟県立中央病院長 田部 浩行

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

厨房関連機器 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和7年3月31日（月）

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条の規定に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2323

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和6年10月9日(水)午後5時15分

4 入札の日時及び場所

令和6年10月15日(火)午前11時00分

新潟県立中央病院講堂1

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 暴力団等の排除

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申し立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

監査委員公表

包括外部監査結果に基づく措置状況の公表

令和5年度包括外部監査結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、その内容を公表する。

令和6年10月4日

新潟県監査委員 八木 浩 幸

新潟県監査委員 松原 良 道

新潟県監査委員 杉井 旬

新潟県監査委員 権 澤 尚

令和5年度 包括外部監査結果に基づく措置内容
 テーマ「労働力人口減少対策に係る事務の執行及び事業の管理について」

区分	事業名	項目	指摘・意見の内容	措置内容
意見1	起業チャレンジ応援事業	助成金額の基準の設定について	<p>交付金額については、2段階の得点率に応じて、①200万円、②100万円の交付決定としている。当該年度の一次募集時の結果を見ると、①の満額交付が2名、②の交付が11名であった。この②の11名の点数を見ると、最上位と最下位との点差が広く、かつ最上位の点数は、限りなく①の基準に近い状況であることから、同一基準で扱うには広範囲ではないかと考える。</p> <p>対象事業の予算執行率が7割程度であることや、二次募集もしたことからすると、一次募集段階で本制度を積極的に活用してもらうために、基準をさらに細分化して交付金額に差を設けるということも検討されるべきと考える（交付決定額150万円を上限とする基準を設けるなど）。</p> <p>また、得点率に応じた交付基準については、恣意的な決定がなされないよう、起業チャレンジ応援事業費補助金交付要綱の別表等に明記すべきである。</p>	<p>交付基準を細分化し、従来の交付決定上限額である①200万円、②100万円に加えて、新たに150万円の上限額を設けた。</p> <p>また、得点率に応じた交付額の決定基準について、「審査の進め方（内規）」に明記した。</p>
意見2	U・Iターン創業応援事業	助成金額の基準の設定について	<p>交付金額については、2段階の得点率に応じて、①200万円、②100万円の交付決定としている。当該年度の一次募集時の結果を見ると、①の満額交付が1名、②の交付が7名であった。この②の7名の点数を見ると、最上位と最下位との点差が広く、かつ最上位の点数は①の基準に近い状況であることから、同一基準で扱うには広範囲ではないかと考える。</p> <p>後述ウの意見のとおり、対象事業の予算執行率が18%程度であることや、二次募集もしたことからすると、一次募集段階で本制度を積極的に活用してもらうために、基準をさらに細分化して交付金額に差を設けることも検討されるべきと考える（交付決定額150万円を上限とする基準を設けるなど）。</p> <p>また、得点率に応じた交付基準については、恣意的な決定がなされないよう、U・Iターン創業応援事業費補助金交付要綱の別表等に明記すべきである。</p>	<p>交付基準を細分化し、従来の交付決定上限額である①200万円、②100万円に加えて、新たに150万円の上限額を設けた。</p> <p>また、得点率に応じた交付額の決定基準について、「審査の進め方（内規）」に明記した。</p>

意見3	U・Iターン創業応援事業	U・Iターン創業応援事業プロモーション事業の具体的な内容について	<p>県からのヒアリングによると、委託事業者からは見積書を提出してもらい、その後どのようなプロモーション活動を行うのかは委託事業者と事業期間中に打合せをして決めるとのことであった。具体的な内容はその時々状況に応じて決めるとしても、費用の見積があることからするとどのようなプロモーション活動をするか想定があるはずなので、最低限行うプロモーションの内容については契約書や仕様書に明記することを検討すべきと考える。</p>	<p>U・Iターン起業家の成功事例の紹介や支援制度の案内など、実施するプロモーションの内容を仕様書に明記した。</p>
意見4	U・Iターン創業応援事業	予算の執行率について	<p>対象事業の予算額は4100万円であるが、当年度の予算執行率は約18%に留まっている。対象事業の令和2年度までの予算執行率は約44.9%（採択率）であったことからすると、当年度の予算執行率は低いといわざるを得ない。そこでこの原因について調査し、改善を図るべきである。</p> <p>提出された資料中、一次及び二次募集の各書面審査の結果をみると合計18名の応募者数であり、仮に全員が上限額の200万円の交付を受けられたとしてもまだ予算枠があることからすると、より多くの応募があるよう対象事業の広報について見直し等を行うことが考えられる。また、前述アのように基準の見直しも検討されたい。</p>	<p>委託事業者が見通しを持って効果的な情報発信が行えるよう、U・Iターン起業家の成功事例の紹介や支援制度の案内など、実施するプロモーションの内容を検討し、仕様書に明記した。</p> <p>また、交付基準を細分化し、従来の交付決定上限額である①200万円、②100万円に加えて、新たに150万円の上限額を設けた。</p>

意見5	U・Iターン 創業応援 事業	年齢制限 について	<p>対象事業の要綱第1条(目的)によると、以下のとおり、「若者のU・Iターンによる起業」と定めている。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 知事は、県内での地域課題や社会課題の解決に資する事業に関する首都圏等からの若者のU・Iターンによる起業や県外出身の県内大学院生等による県内での創業を加速化させるため、(後略)</p> <p>他方、対象事業の募集案内のうち、U・Iターン起業の場合の応募対象者として「若者」との制限はない。実際に当年度に対象事業採択者はすべて30代以上であり、最高齢は60代である。そうすると、必ずしも上記の要綱に沿った運用がなされているものではない。</p> <p>もともと、対象事業の趣旨として若者に限定する理由もなく、年齢にこだわらず、広くU・Iターンによる起業者を受け入れるという考えもあり得るところである。現に10名の採択者があることから、本事業のニーズが伺える。</p> <p>そこで、①そもそも若者に限定する事業でよいかについての検討、②(仮に①でよいとした場合)「若者」の定義を定めることと、それに沿った募集案内の改定と運用を行うこと、③(仮に①に限定しない場合)対象事業の要綱第1条の改正を、それぞれ行うべきと考える。</p>	<p>当該事業の対象者は「若者」に限定しないことから、当該文言を削除する要綱改正を行った。</p>
意見6	にいがた スタート アップ推 進事業	本事業の 活用に向 けた成果 指標の設 定について	<p>対象事業が複数の個別事業を行っていることから、各個別事業の成果を把握し、事業の検証や改定に役立てられるようにすべきである。</p> <p>例えばイベントへの参加人数やサイトへのアクセス数など各個別事業に応じた具体的な成果指標を設定して、成果を把握することを今後検討すべきと考える。</p>	<p>イベントの開催回数や参加人数などの成果指標を設定するとともに、参加者に対するアンケートの実施等について仕様書に明記した。</p>
意見7	にいがた スタート アップ推 進事業	情報の活 用について	<p>対象事業では、ワークショップ等のイベントに約470名と多人数の参加があり、その参加者の情報についてある程度詳細に収集できている。そこで、これらの情報について分析したうえで当該参加者向けの助成金・補助金や、今後のイベントの案内などに活用するべきである。</p>	<p>参加者に対するアンケートの実施や今後のイベント案内について仕様書に明記し、参加者情報等を分析・活用することとした。</p>

<p>意見8</p>	<p>企業内起業・第二創業推進事業費補助金</p>	<p>予算の執行率について</p>	<p>今年度予算のうち、補助金としての予算は6400万円であるところ、補助金としての実績は800万円であり、執行率は12.5%に留まる。原因としては、既に県が指摘をしているとおり、当年度は令和3年度と比較して申請件数が約半分（当年度5件、令和3年度9件）であり、また、採択数も少なかった（当年度1件、令和3年度4件）ためである。</p> <p>対策として、ヒアリングでは、本事業の利用者増加のために個別の掘り起こし（既存企業で新たな事業展開を考えているところ）が適しているとのことであり、今後、NICO等により個別の企業に対する本事業の紹介、案内を継続することを実施するとのことであった。そのような掘り起こしを含め、利用者増加のための方策を検討されたい。</p>	<p>当該事業は令和5年度で終了したが、補助事業の実施に当たっては、関係機関の協力を得ながら、対象となり得る方に対し情報が届けられるよう周知に努める。</p>
<p>意見9</p>	<p>NEXT J-Startup NIIGATA成長支援事業</p>	<p>委託先の選定について</p>	<p>令和4年度の委託先（以下、「本件委託先」という。）については、公募ではなく随意契約で行われていた。随意契約締結に至った理由については支出負担行為決議書の別紙随意契約の理由に記載のとおりということであり、結論的には問題はないと考える。もっとも、本件委託先については、①令和3年5月20日設立の会社であり、上記委託契約の締結時点（令和4年4月12日）で設立1年に満たない状況であった。また、②本件委託先は令和4年度の創業経営革新総合支援事業（ベンチャー企業創出事業）の助成金を申請しているところ、同事業はこれから創業する者や創業間もない中小企業者を対象にしており、当該事業を利用するということは、これから事業を作り上げていく段階にあると考えられる。そのような創業間もない会社については、既に事業が軌道に乗り年数を経ている会社と比べ、その信用性について慎重に審理すべきと考える。</p> <p>そうすると、随意契約の理由にあるように代表者の所属する別会社等での実績があったとしても、上記のとおり創業間もなくかつこれから事業を作り上げていく段階と考えられる会社との間で随意契約を締結する場合には、創業の後の実績や、財務状況の安定性の面からも慎重に検討されるべきと考える。</p> <p>ただし、この点に関しては、新潟県の説明によれば、令和5年度の上記事業においては公募型プロポーザル方式により、事業者選定を行っているとのことであり、上記の意見に関しては、現在は改善が図られていると評価できる。</p>	<p>事業者の選定にあたっては、引き続き公募型プロポーザル方式の方法により行う。</p>

意見10	創業・経営革新総合支援事業	助成金額の基準の設定について	<p>対象事業の第1次募集において決定された助成金額が4社一律で同額の交付金額とするものであった。その理由として、応募者に対する評価が均衡していたため、審査員の協議により同額の助成としたとのことであった。最終的に審査員の裁量判断によることは構わないと考えるが、ベンチャー企業創出事業実施要領では別表2で「助成金の交付基準」は規程されているが、そこでは点差に応じた助成金額の基準は定めていない。評価点を付けている以上、順位に応じて助成内容を変えること自体は相当なことであり、また恣意的な決定を防ぐ観点からも、運用細則等で一定の基準を設けることが考えられる（例えば、今回の1次募集のように採択者4社の場合で、全社に上限額で助成すると予算額を超過する場合に、1位に予算額の35%、2位に30%、3位に20%、4位に15%の支給目安を設けるなど）。これらの目安を設けた上で、審査員が個々の事案に応じて適宜修正をするということを提案する。</p>	<p>審査基準に基づき、審査評点の上位者から申請額満額を交付決定する運用を原則とし、評価点が均衡し、審査員から採択者について協議の申し出があった場合においては、一律同額を交付額として決定するのではなく、審査評点に応じて交付することとした。</p>
意見11	創業・経営革新総合支援事業	アンケート項目について	<p>対象事業の支援対象者に対し、支援後の起業の有無や事業の改善について尋ねるアンケートを実施していないとのことであった。その理由として、特に起業の有無については、NICOが実施しているアンケートによると、支援対象は既に起業しているものが多いためとの説明であった。もっとも、対象事業の効果を把握し、更に事業の目標値の設定や、次年度以降の事業内容の変更を検討するためには、支援対象者へのアンケートは実施すべきであるとする。具体的には、①支援後の起業の有無、②（既に起業している支援対象者には）支援後の業績の状況などが考えられる。</p> <p>また、その場合にはアンケート方法についても、コスト（切手代、人件費等）や回答の手間にかかる書面の郵送などではなく、メールやアンケートフォームにより行うことも検討すべきである。</p>	<p>創業事業計画ブラッシュアップ支援事業の支援対象者に対しては、支援後の起業の有無又は業績の状況等を把握するため、メールによるアンケート調査を実施する。</p> <p>また、創業企業向けフォローアップ事業においては、既に起業している企業を対象としており、かつ定期的な事業状況報告により業績を把握しているため、追加のアンケート調査は行わないこととする。</p>

意見12	にいがた女性活躍起業応援事業	事業の対象者について	<p>対象事業では広く女性一般を対象として各イベント等が開催されているが、参加者名簿によるとその大半が30代以上であり、また、ヒアリングや参加者の感想によると、考えている起業の内容がいわゆる副業的、個人事業的なものが多いとのことであった。</p> <p>女性の職業選択に際して起業を選択肢の一つとしてもらうための契機とし、また、男性起業者と同様の事業内容や規模の女性起業家を増やしていきたいという目的であるならば、より早い段階での情報提供が望ましいと考えられる。例えば高校、大学、専門学校等の女子学生をターゲットとした地元出身の女性起業家の講演会や模擬起業大会(リアビズ高校生模擬起業グランプリのようなもの)など、学生等の若年者層をターゲットとしたイベントについても検討されるべきであると考えます。</p>	<p>監査意見を踏まえ、令和6年度から県内の大学等を訪問し、事業の周知を図ったところ、複数の女子学生による起業セミナーへの参加があった。</p> <p>引き続き、女性の多様な起業が進むよう大学等と連携しながら、若年層に対してもイベントへの参加を働きかけていくこととした。</p>
指摘1	未来創造産業立地促進事業補助金	要綱における付加価値額の定義の記載について	<p>提供された資料を精査した結果、要綱に付加価値額の定義等についての記載が見当たらなかった。応募要件となる付加価値額の定義について、要綱に記載されていないのは不適切であるとの指摘を行い、県からは、今年度中に要綱を修正する旨の返答を得た。</p>	<p>令和6年4月1日付けで要綱改正を実施し、付加価値額の定義等を追加した。</p>
意見13	未来創造産業立地促進事業補助金	未来創造産業立地促進事業給付金について	<p>令和3年11月に施行された未来創造産業立地促進事業給付金であるが、こちらについては5年分を一括前払いとしている。製造業等立地支援型、国内回帰型においては、外部委員による審査会を経て採択企業が決定されているのに対し、こちらについては、審査会等は開催されておらず、県職員が、過去3年の決算書等、必要な書類の審査を行い、決定しているとのことである。前者については、1件あたりの採択上限額が大きく、限られた予算を効果的な案件に絞り込むため外部委員による審査会を開催しているとのことであるが、競争が激しく、早期の撤退もありうるIT企業ということを考えると、外部委員による審査会の開催とは言わないまでも、内規等において財務内容や企業実態等について客観的な指標を設けることが必要ではないかと思料される。</p>	<p>当該事業は令和5年度で終了したが、今後同様の事業の執行においては、審査にあたり客観的な指標を設けるなど、企業の実態把握に努めることとする。</p>

意見14	未来創造産業立地促進事業補助金	新規常用雇用者の分析について	当該補助金は採択時に目標を設定し、5年に渡り毎年実績を提出させ、目標達成率を評価し補助金を支払うスキームとしているが、補助金の支出をみると、各企業が目標の達成率を果たしていることがわかった。ただし、付加価値創出額の向上と魅力ある雇用の場の創出により、人口減等の地域課題の解決を図るという観点からは、補助対象企業の雇用者の量、質を継続的に分析して、地域への波及効果を把握することが必要で、人口減対策に資すると考える。	6年目以降の雇用状況について、アンケートの実施等により把握することとした。
意見15	未来創造産業立地促進補助金(ものづくり国内回帰工場立地支援型)	事業の趣旨・目的との整合性について	事業の趣旨・目的として、「新型コロナウイルス感染症の影響により、製造拠点の国内回帰等を進める企業が行う県内への製造拠点の新・増設を促進する」とされているが、補助対象となった企業の中には、必ずしもコロナの影響による需要や市場が変化したものではないのではと思われる企業もある。国内回帰の趣旨への効果は認められるものの、他の事業による補助が可能であったのではないかも今後検討されたい。	当該事業は令和5年度で終了したが、今後同様の事業においては、補助金の趣旨・目的との整合を図り、執行することとした。
指摘2	トライアルサテライトオフィス事業補助金	不適切な補助金の支出について	企業から提出された実績報告書、領収書等を確認すると、複数の申請先で、補助対象経費となる「滞在中の宿泊先」に馴染まないと思われる高級温泉、リゾートホテルの宿泊費がそのまま費用計上され、補助金が支給されている。この中には、宿泊先の特性から、補助の対象に含まれない滞在中の食費が含まれているものも少なくないと推測され、不適切である。この点については、県も認識し、令和5年度から、宿泊費については上限を一人1泊1万円とする要綱改正を行ったとの回答を得た。したがって、上記の意見に関しては、現在は改善が図られていると評価できる。	当該事業は令和5年度で終了したが、令和5年3月16日付けで要綱改正を実施し、宿泊費の補助上限額等を追加した。

意見16	トライアルサテライトオフィス事業補助金	不明瞭な補助金の支出について	<p>補助対象経費となる「滞在社員の本社への出張旅費、県内の交通費」について、実際のルートが明らかにされてないまま、合算された1枚の請求書で申請されているものもあり、不明瞭である点を指摘した。これについては、JR利用については、座席クラスに関わらず各種割引など価格の流動化（閑散期、通常期、繁忙期、最繁忙期の変動価格設定や、えきねっと活用による割引など）が見受けられていることに加え、役職に応じて指定席やグリーン席料金を社員に適用している企業もあるなど県職員の旅費規程では民間企業の水準に届いていないことも考えられることから、上限額や基準額を設定することは難しい状況であるが、申請企業側の規定を援用するほか、行程についても企業進出に真に必要なものに限るよう改善したいとの回答を得た。</p>	<p>当該事業は令和5年度で終了したが、IT企業等が行う本県の立地に関する情報収集の行程について企業進出検討に必要な内容となるよう、執行管理を行うとともに、グリーン車等の利用については、企業側の旅費規程に準ずるものとした。</p>
意見17	トライアルサテライトオフィス事業補助金	事業計画書や事業実施内容報告書の書式について	<p>検索しても企業の実態がわからない申請者も少なくない。東京事務所、大阪事務所が受付をした後、それをそのまま書面審査で受け入れる形であったようであるが、もう少し、きちんとした事業計画書及び事業実施内容報告書を求めるべきであると思われる。報告書をみても、要した日数と打ち合わせ等の内容、進出後の当該企業の予定業務と訪問先がかみ合わないと感じるものが散見される。</p> <p>県としても、当該事業の活用を契機とした企業進出も見受けられたことから、進出意欲が見受けられる企業に対して使い勝手のよい支援として積極的に案内をしてきたとのことであり、他県と比較しても、決して緩い条件設定ではないが、例えば、事業計画書については、工程計画、具体的な訪問先を、報告書式については、これに加えて、打ち合わせ等の具体的な内容や担当者の氏名を求めるべきで、受付を行う東京事務所及び大阪事務所担当者にも共有を徹底すべきと考える。</p>	<p>当該事業は令和5年度で終了したが、事業計画書及び事業実施内容報告書を詳細に記載するよう事業者に求めることについて、事業担当職員のみならず、受付を行う東京事務所、大阪事務所担当ともその趣旨を共有しながら、執行管理を行った。</p>
意見18	トライアルサテライトオフィス事業補助金	進出企業の追跡調査について	<p>応募要件にはないが、17社中8社という高い率での県内進出がなされているものの、事業としてはソフトウェア開発等が中心で、業種がIT企業ということを見ると、具体的な業務内容、規模や雇用状況等の継続的な調査を行い、地域での新たなプロジェクトやイノベーションに繋がっているか等の追加調査も必要と思われる。</p>	<p>当該事業は令和5年度で終了したが、今後も、県内進出したIT企業へのフォローアップを行う中で、採用状況や地域との連携について把握に努めていくこととした。</p>

指摘3	IT企業誘致アンバサダー事業	委託契約書の作成について	委託契約書の案は用意されており、確認できたが、アンバサダー契約を嫌う人もいたため、契約書は作成せず、県で定めた「新潟県IT企業誘致アンバサダー設置要綱」を了承した上で、就任承諾書を頂戴する形で換えているとのことである。要綱では該当事項があった場合、知事はアンバサダーを解嘱できるものとし、万が一立場の悪用等があった場合に備えているとしているが、「損害の負担」に関する事項はなく、県の名前を使う以上、有償無償を問わず契約書は作成すべきであると考えている。	有償、無償を問わず、「損害の負担」に関する事項を記載して、アンバサダーと契約書を取り交すこととする。
意見19	IT企業誘致アンバサダー事業	本事業の制度設計について	本事業は、費用対効果が高く、有益な事業と思料されるが、アンバサダー個人の能力、善意で成り立っている事業であり、継続性の観点からも、善意に期待した制度設計ではなく、任期の工夫、アンバサダー候補者の継続的なリサーチ等を検討されたい。	アンバサダーとの契約に際しては、形式的な自動更新を改め、アンバサダーの意向を確認した上で、任期の更新を依頼することとした。なお、ふさわしい候補者について、今後も継続的にリサーチに努めていくこととした。

<p>意見20</p>	<p>企業誘致 促進費</p>	<p>アンケートの 発送先・ 発送方法 について</p>	<p>企業アンケートを年間約23,500件、手紙を郵送して実施しており、入手した情報を様々な事業にて活用している。回収したアンケート結果は非常に有用なものと考えられるため、アンケートの実施自体は有用な事業であると考え。しかし年間23,500件の手紙の郵送となるとそれ相応の郵送料や人件費が発生するが、その結果として回収率約6%であれば、その大半の費用が実績に結び付いていないこととなる。回収率約6%自体が高いのか低いのかは一概に言えないものの、23,500件分の郵送費用が発生しており、実績に結び付いていない費用が多数であることは事実であるため、その実績に結び付いていない費用を削減するための検討が必要であると考え。今後は郵便料金の増額もあり、またそもそも紙を使う文化が馴染まなくなっていることから、より効率的に実施する方法として例えばインターネットやSNSを利用したアンケートの実施等を検討していく必要があると考える。</p> <p>企業訪問については年間1,105件実施している。その企業訪問復命書をサンプルで複数件確認した。訪問記録は非常に詳細に記録されており、また、複数回訪問している会社に対しては、その時系列もわかりやすく整理されている。実際に新潟県への誘致を成功させている会社も複数社あり、当事業における企業訪問及びその訪問記録は非常に有用な活動であると考え。人手や時間もかかる事業であると思われるが、こういった活動が企業誘致に大きく影響することもあるため、件数を増やすというよりも1件1件の訪問の質を高めていけるよう意識し、継続していくとよいと考える。</p> <p>当事業はそれ自体で直接的な成果を生む事業ではないため、客観的な指標にて事業の経済性・有効性・効率性を評価することが難しい。そのため、常に事業がよりよくなる方法を模索し、事業としての質を高めていけるよう意識して業務を行っていく必要があると考える。</p>	<p>経済性と効率性を考慮し、郵送準備業務について庁内の事務センターを全面的に活用し業務量の縮減に取り組んだ。</p> <p>なお、発送先についても、効率化を図るため、業種や件数等を精査の上、絞り込みを行うこととする。</p>
-------------	---------------------	--	---	---

指摘4	県営産業団地等立地支援補助金	企業情報の収集・整理方法について	<p>多額の補助金を支給する事業であるため、その対象企業の詳細な情報の収集は必須であると考え。しかし企業の基本情報については把握してあるものの、公開を前提としていないため企業情報を提供いただけなかった。外部監査のみならず内部統制や他事業における活用等、収集した企業情報が必要となる場面はいくつも想定することができるが、現状ではそういった場面への対応が不十分と考えられる。よって収集した企業情報については情報共有を前提とし、提供を求められた際に提供できる形で収集・整理すべきである。</p> <p>当事業は製造業等を営む企業を対象としており、補助対象工場の土地を除く固定資産の取得額が1億円以上の要件となっている。製造業であることと多額の投資であることから、相当程度の人数の雇用が生まれるのは確実であると考えられ、雇用の創出という面では有効性が高い事業であり評価できる。</p> <p>実績としても雇用機会の拡充又は雇用維持がなされた人数については目標値を上回っており、その点では十分な成果が上げられている。しかしあくまで当事業の趣旨は「県営産業団地への企業立地を促進するため」であり、雇用以外の情報も企業立地を促進するためには必要不可欠であると考え。それを念頭に置いたうえで情報の収集・整理を徹底していただきたいと考える。</p>	<p>当該事業の対象企業に関する企業情報については、適切に管理・整理するとともに、監査等の要請があった場合、守秘義務を確認したうえで、情報提供することとした。</p>
意見21	工業団地基盤整備事業補助金	整備後の団地情報収集について	<p>補助金を支給した事業者に対し、整備後の団地における売却情報や収支状況等の収集を実施しておらず、当該事業の有効性評価を実施することができていない。当該事業の有効性評価を実施することができなければ今後の事業継続の判断を正確に行うことができないため、ヒアリングやアンケート等を実施し、整備後の団地の定期的な情報収集を実施すべきである。</p>	<p>当該事業により団地を整備した市町村に対して定期的にヒアリングを行い、情報収集を実施することとした。</p>

<p>意見22</p>	<p>IT企業誘致拠点整備促進事業補助金</p>	<p>補助対象施設の入居者情報の収集について</p>	<p>補助対象施設の入居者情報の収集を実施しておらず、当該事業の有効性評価について従業員数以外の情報を評価できていない。従業員数の把握はできているものの、それ以外の入居者情報が不足していれば補助対象施設の運営実績を測定することができず、適切な有効性評価ができているとは言い難い。結果として今後の事業継続の判断を正確に行うことができないため、ヒアリングやアンケート等を実施し、補助対象施設の入居者情報の定期的な収集を実施すべきである。</p> <p>過去実績を見るに、数件の補助実績があり全体で93名の従業員がいるが、そのうちの1事業者の補助対象施設で91名を占めており、約98%である。過去の全事業者への補助金全額に対するその1事業者に対する補助金交付金額割合が約65%であるため、それ以外の事業者は、従業員数という点で見れば実効性は非常に低い。こういった状況をどのように評価すべきか判断しかねるが、少なくとも様々な情報収集を通じて客観的な指標を出し、それを基に有効性評価をしていただきたいと思います。</p>	<p>当該事業は令和5年度で終了したが、入居企業の雇用状況や事業の実施等を把握するため、アンケートを実施することとした。</p>
-------------	--------------------------	----------------------------	---	--

意見23	地域ICT立地強化雇用創造事業	補助対象施設の入居者情報の収集について	<p>補助対象施設の入居者情報の収集を実施しておらず、当該事業の有効性評価について従業員数以外の情報を評価できていない。従業員数の把握はできているものの、それ以外の入居者情報が不足していれば補助対象施設の運営実績を測定することができず、適切な有効性評価ができていないと言いがたい。結果として今後の事業継続の判断を正確に行うことができないため、ヒアリングやアンケート等を実施し、補助対象施設の入居者情報の定期的な収集を実施すべきである。</p> <p>当事業において通常賃料の4/10で誘致企業にオフィスを提供しており、他県が基本5/10であるため、そこで差をつけたことについては非常に評価できる。実際に多数の誘致に成功しており、雇用計画人数合計も1,000人近く、計画ではあるものの事業としては非常に効果がでていいると考えられる。しかし補助対象施設の入居者情報の収集を実施していない。当事業は誘致事業者と県の直接契約ではなく、間に貸しオフィス等を業務として行う民間事業者を挟んでいる契約である。そのため、誘致事業者の詳細な情報の入手が難しくなるのは理解できるものの、例えば貸しオフィス等を業務として行う民間事業者が空室を埋めるために不正な誘致を行う可能性も否定できない。そういった不正に対する牽制の意味もあるが、有効性評価の観点からも様々な情報収集を通じて客観的な指標を出し、それを基に正確な有効性評価をしていただきたいと考える。</p>	入居企業の雇用状況や事業の実施等を把握するため、アンケートを実施することとした。
意見24	学生U・Iターン就業促進事業(①広報事業)	本事業の効果測定について	<p>広告の効果については、新潟県の説明によると、広告掲載前後の登録者数推移やサイトPV数等から効果測定はしているとのことであるが、各広告にそれぞれの程度の広報効果があったのか、例えば、各種イベント等の機会に、個別の広告の反響についてアンケートを実施するなどして、可能な限り個別の検証を行うことが望ましいと思われる。</p>	<p>広報の対象としている公式LINEアカウントの登録者に対し認知経路を調査するなどして、可能な限り個別の広告の効果を検証することとした。</p>

<p>意見25</p>	<p>学生U・Iターン就業促進事業(②大卒等Uターン雇用対策事業)</p>	<p>委託事業者の選定方法について</p>	<p>「にいがた交流会」の事業については、従前より特定の団体と随意契約を締結した上で、一部業務について特定の会社に再委託がなされている。当該会社への再委託は3年連続であり、再委託先の選定理由も、過年度の実績を考慮したものとされている。本事業については、特定の会社への再委託を前提とした特定の団体との随意契約というスキームが確立されているようにも見受けられる。本事業を運営可能な団体が限定的という事情があるとしても、随意契約や再委託はあくまで例外的に認められるべきものであり、事業者選定の透明性の観点からも、再委託先の選定を含めた事業者の選定をより慎重に行うべきと考える。</p> <p>ただし、この点に関しては、新潟県の説明によれば、令和5年度の上記事業においては、公募型プロポーザル方式により、事業者選定を行っているとのことであり、上記の意見に関しては、現在は改善が図られていると評価できる。</p>	<p>令和5年度の当該事業においては、公募型プロポーザル方式により事業者選定を行っているものであるが、引き続き、事業者の選定には慎重を期していく。</p>
<p>意見26</p>	<p>学生U・Iターン就業促進事業(⑨新潟県出身学生ネットワーク構築事業)</p>	<p>新入生歓迎会について</p>	<p>新入生歓迎会の事業は、新潟県の説明によれば、県内出身者を対象に定期的に交流イベントを開催することで、低学年時から県内出身者のネットワークを構築し、新潟への就職のイメージを段階的に持ってもらうために実施したものであり、開催の目的・趣旨は適切なものといえる。もっとも、当該イベントは、大学入学直後の5月に開催される所要1時間30分程度の単発のイベントであり、当日の参加人数も12名(オンライン参加含む)に留まっていることからすると、他の事業(企業見学バスツアーやオンラインOBOG訪問)と比べて、本事業がU・Iターン就業促進に繋がる効果はやや希薄のように思われる。</p> <p>令和4年度からは、新潟日報社が「にいがた鮭プロジェクト」として本事業と類似する事業を開始したことから、本事業については、令和4年度をもって廃止されるとのことであり、監査結果としての本意見が県の事業運営に反映される余地はないかもしれないが、今後、県が主催して本事業と同様のイベントを開催する場合には、開催時期、回数、内容、募集人数、広報の方法等について、費用対効果の観点から、慎重に検討することが望ましいと考える。</p>	<p>当該事業は令和4年度で終了したが、今後同様のイベントを開催する場合には、費用対効果の観点を踏まえて事業を実施することとした。</p>

意見27	学生U・Iターン就業促進事業(⑩県内企業の採用力向上推進事業)	本事業の効果測定について	本事業の効果測定としては、個別支援を受けた企業等に対するアンケート調査がある。当該アンケートでは、個別支援を受けた企業の採用内定充足状況のヒアリングもなされている。もっとも、求人に対する応募人数が少ないという課題を抱える企業も少なくないが、当該アンケートには、応募人数の増減に関する調査項目がない。本事業の効果測定の一つの指標として、求人に対する応募人数の増減についても、アンケート調査を行うことが望ましいと考える。	個別支援を受けた企業等に対する事業終了時のアンケート調査において、求人に対する応募人数の増減についても調査を実施することとした。
意見28	学生U・Iターン就業促進事業(⑩県内企業の採用力向上推進事業)	採用の成功事例やノウハウの共有方法について	本事業においては、特に個別支援を受けた企業における採用の成功事例やノウハウを県内の企業に波及させることが重要であり、それが個別支援を受けていない企業との公平性の観点からも望ましい。個別支援を受けた企業の成果については、当年度に開催されたセミナー等で報告されたほかは、県のHPに掲載されているとのことであるが、継続的により多くの企業に成果を共有するためには、県HPでの掲載にとどまらず、各種イベント等の機会に周知するなど、より積極的に波及を図ることが望ましい。	個別支援を受けた企業の成果について、県HPでの掲載に加え、各種イベント等の機会を捉えて周知を行うこととした。
意見29	学生U・Iターン就業促進事業(⑩県内企業の採用力向上推進事業)	個別支援の対象企業の選定について	本事業の目的として、「個別支援企業の新規学卒採用計画に対する内定状況が各社の定める目標値を達成すること」が掲げられているところ、実際には、個別支援企業には、新卒の採用予定がない企業が1社含まれていた。新潟県によると、同社は、選定時は2名の新卒採用を計画していたが、個別支援期間中に社員の退社があり、社内体制として、新卒採用を進めることが困難になったことから採用計画が見直されたものとのことであった。県側で把握できない事情であり、やむを得ない側面はあるが、新卒の採用予定のない会社に個別支援を行っても、採用計画に対する目標値の達成という本事業の目的は果たせず、成果の共有も図れない。県としても、本事例を踏まえ、令和5年度以降の企業選定では企業規模も考慮しているとのことであるが、本事業を効果的に実施するため、個別支援の対象企業の選定に当たっては、採用計画に大幅な変更が生じるおそれがないかを応募企業に事前に確認するなど、慎重を期すことが望まれる。	これまで、個別支援企業の募集時に、新卒採用計画を確認するとともに、事業の継続可能性を考慮した選定に努めてきたところであるが、引き続き、事業者の選定には慎重を期していく。

<p>指摘5</p>	<p>UIJターン 就業促進 助成金</p>	<p>「UIJター ン」の要件 (定義)に ついて</p>	<p>本事業の交付要綱第2条(2)においては、UIJターンは、「新潟県外居住者が新潟県内に居住地を移転すること」と定義され、ただし、例外として、「既に新潟県内に転居していた場合であっても、転居から概ね1年以内であり、転居後に正規雇用による就業がない場合」には、UIJターンに該当するとされている。</p> <p>しかし、今回の監査対象の中には、既に新潟県内に転居し、引き続き、県外の会社にテレワーク勤務していた者を新たに採用した県内事業者に対し、補助金が交付されている案件があった。この点について、新潟県からは、本事業の趣旨から、当該被雇用者についてはUIJターンに該当すると判断した旨の説明があった。</p> <p>もっとも、新潟県内に転居後に正規雇用による就業がある以上は、形式的には、交付要綱の「UIJターン」の定義に該当しないことになる。仮に、本件のようなケースについても補助金の交付を認めるのであれば、補助金事業の公平性・透明性の観点からは、交付要綱の「UIJターン」の定義の該当箇所(例外規定)を、例えば、「転居後に新潟県内に事業所のある企業等において正規雇用による就業がない場合」などの表現に改める必要があると考える。</p>	<p>当該事業は令和5年度で終了したが、補助事業の実施にあたっては交付要綱の規定と運用実態が乖離することのないよう公平性・透明性の確保に努めることとした。</p>
------------	--------------------------------	---	--	---

意見30	UIJターン 就業促進 助成金	「お試 し雇用・就 業」後の正 式採用に 係る雇用 条件につ いて	<p>交付要綱第4条（及び同条が引用する別表1）によると、「お試し雇用・就業」後の正式採用に係る雇用条件は正規雇用であることが補助対象の条件とされている。</p> <p>しかし、今回の監査対象の中には、実際には、お試し雇用後の正式採用が3か月間の有期雇用であり、正規雇用ではないものに補助金が交付されている案件があった。この点について、新潟県の説明では、「お試し雇用・就業」の結果、正式な雇用に至らない場合でも補助を行っており、当該案件は、申請段階では正規雇用を前提とした「お試し雇用・就業」に該当する案件であると判断し、採択したものであるとのことであった。</p> <p>「お試し雇用・就業」の結果、正式な雇用に至らない場合にも補助を行うこと自体が、直ちに本事業の趣旨に反するとまではいえないとしても、一方で、本事業の交付要綱においては、「お試し雇用・就業」後の正式採用に係る雇用条件は正規雇用であることが補助金の交付要件として明記されており、字義的には、正規雇用に至らなかった場合には補助金を交付することは予定されていないように読める。</p> <p>県のホームページに掲載している事業リーフレットには「『お試し雇用・就業』後、正式雇用に至らなかった場合でも、補助を受け取ることができます」との記載があるが、申請段階において正規雇用を予定していることで補助金の交付要件を充足するのであれば、その点については、補助金事業の公平性・透明性の観点から、要綱において明確化（明文化）する必要があると考える。</p> <p>また、本事業は、県外人材を県内企業に定着させることに一つの目的があるのであるから、県内企業への定着という効果を促進する観点からは、正規雇用に至らない場合には、補助金額の減額ないし一部の返還を求めることも検討してはどうかと思われる。</p>	<p>当該事業は令和5年度で終了したが、補助事業の実施にあたっては交付要綱の規定と運用実態が乖離することのないよう公平性、透明性の確保に努めることとした。</p> <p>また、補助事業の制度設計においては、補助目的と補助要件を十分に検討し効果的な事業となるよう努めることとした。</p>
------	-----------------------	---	--	---

<p>意見31</p>	<p>UIJターン 就業促進 助成金</p>	<p>「UIJター ン人材」の 審査基準 について</p>	<p>本事業においては、交付要綱とは別に、被 雇用人材（UIJターン人材）の妥当性の審査 に当たり、「受入企業において事業創出力の 強化に繋がるような活躍が期待できる人材 か。事業計画を実現するために当該人材の必 要性が認められるか。（単に業務拡大による 人員補填の計画になっていないか。）」という 内部基準が設けられている。この基準からす ると、「単に業務拡大による人員補填の計画 になっている場合」には、補助金の交付は認 められないことになる。一方で、本事業にお いては、「販路開拓人員」もUIJターン人材と して補助対象とされており、実際に、そのよ うな「販路開拓人員」の雇用について、本事 業の補助金が交付されている。もっとも、「業 務拡大による人員」と「販路開拓人員」との 峻別は難しく、補助金交付事業においては、 公平性・透明性の観点から、審査基準はでき る限り明確かつ一義的に判断されるものが望 ましいと思われる。また、本県へのUIJター ンを促進する観点からは、本県における一定 期間の居住・就業が確保されるのであれば、 「業務拡大による人員補填」のための人材確 保に対する助成であっても、直ちに本事業の 趣旨に反するとはいえないと思われる。 以上の観点から、UIJターン人材の該当性 の審査基準については、より明確化し、一義 的に判断できるように見直した方がよいと思 われる。</p>	<p>当該事業は令和5年度で終 了したが、補助事業の実施にあ たっては審査基準について可能 な限り明確化し、公平性、透明 性の確保に努めることとした。</p>
<p>意見32</p>	<p>にいがた 移住定住 推進事業</p>	<p>移住体験 ツアー事 業（子育て 世帯移住 推進事業） について</p>	<p>県外子育て世帯を対象とした移住体験ツア ー事業については、具体的に本県への移住を 検討している家族を参加条件としておらず、 本県への移住定住推進事業としては、効果に やや疑問が残る。本事業は、令和4年単年の トライアル事業として実施されたものであり、 その点では意義があると思われるが、今後、 同様の企画を実施する場合には、単なる旅行 補助の企画とならないよう、対象者の選定、 参加要件、補助金額の上限等を精査して実施 することが望ましいと思われる。</p>	<p>当該事業は令和4年度で終 了したが、今後同様の事業を実 施する際には、事業の効果が高 まるよう、対象者の選定、参加 要件、補助金額の上限等を精査 して実施することとした。</p>

意見33	にいがた暮らし・しごと支援センター設置事業	相談内容の記録・集約について	<p>上記のとおり、令和4年度に3か所の相談窓口で対応した相談件数は、合計3,839件である。新潟県によれば、当該相談件数は、相談者からの問合せに対応した件数をカウントしたものであるところ、相談者の移住への検討熟度は様々であり、記録しておく必要性の低い相談内容についてもすべて記録することは事務の煩雑さを招くため、すべての相談内容の記録は求めているとのことである。</p> <p>もっとも、移住への検討熟度によって相談者からの質問のレベルに差異があるとしても、相談実績としてカウントする以上は、委託業務が適切に履行されているかの確認や、各相談窓口の人員配置（予算の割当）が適当であるかを検証する資料とするため、相談日時、相談対応に要した時間、相談者の年齢（年代）・属性・居住地域・相談の種別・移住への検討熟度等の最低限の情報については、委託者である県としては把握しておく（受託者に記録を求める）のが望ましいと考える。一人の担当者が対応する相談は多くても1日数件程度であると思われるが、相談内容を文章化して記録するのではなく、相談概要を可能な範囲でメモ程度に記載（チェック）する方式であれば、煩雑な事務は生じないと思われる。</p>	相談件数にカウントするものについては、全ての相談について相談概要を記録することとし、運用方法の見直しを行った。
------	-----------------------	----------------	---	---

<p>意見34</p>	<p>にいがた暮らし・しごと支援センター設置事業</p>	<p>委託先事業者の選定方法について</p>	<p>本事業の委託先事業者の選定については、従前より、特定の人材派遣会社との間で随意契約が継続されている。その理由として、新潟県からは、「令和3年4月のセンター運用開始以降蓄積してきた求人情報が、本事業から受託者が変更されることで、求人者からの求人情報の提供が継続されない可能性があり、現在保持している求人情報を、今後、求職者（本事業に登録したU・Iターン希望者）に示すことができない状況が生じかねない」、（求人者からの求人情報の提供は、受託者と求人者との間の信頼関係に基づくものであり）「引継ぎ時点で登録のあった求人情報は新たな事業者を引き継がれるとしても、その後の求人獲得活動には影響も考えられる」等の説明がなされている。</p> <p>新潟県の懸念は理解できるところはあるが、一方で、本事業の委託料は低額とはいえないものであり、また、求人獲得活動は重要な業務ではあるが、本事業においては、それ以外にもセンター登録者に対する支援や大学との連携活動など様々な業務が予定されており、本事業の成果は、それらを含めた全体として評価すべきものである。委託先事業者の交代により、「求人者からの求人情報の提供が継続されない」という事態が具体的に発生するかは不明確であり、これを主たる理由として、他の事業者との比較作業をせずに、特定業者との間で随意契約を機械的に継続するのは必ずしも適当ではないと思われる。過年度の実績については、委託先事業者を選定する際の加点事由として考慮する方法も考えられるところであり、少なくとも数年に一度は、プロポーザル方式によるなどして、委託先事業者の選定作業を改めて行うべきであると考えている。</p>	<p>公募型プロポーザル方式による事業者選定の実施に向けて検討を行う。</p>
-------------	------------------------------	------------------------	---	---

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第13号

警備業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年10月4日

新潟県公安委員会

委員長 齋藤良人

警備業法施行細則の一部を改正する規則

第1条 警備業法施行細則（昭和47年新潟県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（指導教育責任者の兼任の承認）</p> <p>第5条 警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号。以下「<u>施行規則</u>」という。）第39条第3項の規定により、指導教育責任者の兼任の承認を得ようとするときは、別記様式第2号の書面1通を兼任しようとする営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（<u>機械警備業務管理者の兼任の承認</u>）</p> <p>第5条の2 <u>施行規則第60条の規定により、機械警備業務管理者の兼任の承認を得ようとするときは、別記様式第2号の2の書面1通を兼任しようとする基地局の所在地を管轄する警察署長を経由して提出しなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">（指導教育責任者の兼任の承認）</p> <p>第5条 警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第39条第3項の規定により、指導教育責任者の兼任の承認を得ようとするときは、別記様式第2号の書面1通を兼任しようとする営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して提出しなければならない。</p>

第2条 警備業法施行細則の一部を次のように改正する。

別記様式第2号の次に次の1様式を加える。

第2号の2 (第5条の2関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※承認年月日	年 月 日
※承認番号	

機械警備業務管理者兼任承認申請書

警備業法施行細則第9条の2の規定により機械警備業務管理者の兼任の承認を申請します。

年 月 日

新潟県公安委員会 殿
(警察署長経由)

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称			
認 定 を し た 公 安 委 員 会 の 名 称	公安委員会	認定の番号	
兼任しようとする 機械警備業務 管理者	資格者証の番号、 年月日、交付した 公安委員会の名称		
	本籍、氏名及び生 年月日		
現在専任している基地局 の所在地、名称、警備業 務対象施設の数			
兼任しようとする基地局 の所在地、名称、警備業 務対象施設の数			
兼任しようとする 理由			

附 則

この規則は、令和6年10月4日から施行する。

正 誤

令和6年9月3日付け新潟県告示第983号（保安林の指定予定）中

ページ	行	誤	正
5	44、45	新潟県村上市葛籠山字葛山698・平林字平林山1706の1・川部字櫻峯629・小岩内字薬師岳760（以上4筆国有林。次の図に示す部分に限る。）	新潟県村上市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
6	3、4	字葛山698（国有林）、字平林山1706の1・字櫻峯629・字薬師岳760（以上3筆国有林。次の図に示す部分に限る。）	村上市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
6	11	新潟県岩船郡関川村大字滝原字上野357の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）	新潟県岩船郡関川村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
6	22	新潟県岩船郡関川村大字山本字切ノ沢688（国有林）	新潟県岩船郡関川村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
6	28	字切ノ沢688（国有林。次の図に示す部分に限る。）	岩船郡関川村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
6	35	新潟県村上市梨木字元山37の1・荒島字大山1261の1（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）	新潟県村上市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
6	41	字元山37の1（国有林）、字大山1261の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）	村上市（国有林。次の図に示す部分に限る。）